

第 7 2 号議案

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公
務災害補償に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 2 0 号）の一部を次
のように改正する。

第 2 条中「障害」を「障がい」に改める。

第 3 条第 3 項第 5 号を次のように改める。

（ 5 ） 重度心身障がい者

第 8 条中「障害の」を「障がいの」に改める。

第 9 条第 1 項中「障害が」を「障がいが」に改め、同条第 2 項中「障
害の」を「障がいの」に、「障害は」を「障がいは」に改め、同条第 5
項中「障害が」を「障がいが」に、「障害に」を「障がいに」改め、同
条第 6 項各号中「障害が」を「障がいが」に改め、同条第 7 項中「障害
に」を「障がいに」に改め、同条第 8 項及び第 9 項中「障害の」を「障
がいの」に改める。

第 1 0 条中「障害の」を「障がいの」に改める。

第 1 1 条第 1 項各号列記以外の部分中「障害であって」を「障がいで
あって」に、「障害に」を「障がいに」改め、同条第 2 項第 1 号中「障
害」を「障がい」に、「1 0 万 4 , 5 9 0 円」を「1 0 万 4 , 9 6 0 円
」に改め、同項第 2 号中「5 万 6 , 7 1 0 円」を「5 万 6 , 9 3 0 円」
に改め、同項第 3 号中「障害」を「障がい」に、「5 万 2 , 3 0 0 円」

を「5万2,480円」に改め、同項第4号中「2万8,360円」を「2万8,470円」に改める。

第13条第1項第4号、第14条第1項第1号並びに第4項各号、第15条第1項第5号及び第6号並びに第19条第1項第2号中「障害」を「障がい」に改める。

付則第2条第2項各号中「障害の」を「障がいの」に改める。

付則第7条第1項中「障害又は」を「障がい又は」に改める。

別表中

「

6,586円	8,281円	1万1,131円	1万2,642円	1万4,716円	1万5,702円
5,419円	6,410円	7,967円	9,696円	1万930円	1万2,134円

」

を

「

6,673円	8,345円	1万1,147円	1万2,656円	1万4,708円	1万5,690円
5,485円	6,458円	7,993円	9,676円	1万895円	1万2,097円

」

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第2項の規定は、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項

の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 新条例別表（経験年数が15年以上である学校薬剤師並びに経験年数が20年以上である学校医及び学校歯科医の補償基礎額に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例別表（経験年数が15年以上である学校薬剤師並びに経験年数が20年以上である学校医及び学校歯科医の補償基礎額に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条第2項の規定に基づく介護補償並びに旧条例別表（経験年数が15年以上である学校薬剤師並びに経験年数が20年以上である学校医及び学校歯科医の補償基礎額に係る部分を除く。以下同じ。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金

額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

（提案理由）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額等を改定するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。